

優遇税制

**延長決定!**

2023年  
**3月末日まで**



地域の経済と雇用を支えている皆さまのための制度。  
経営上の課題の解決や経営戦略に応じて、  
上手に活用してください。

当社対象製品をご購入すると、

**中小企業経営強化**

**税制** 中小企業投資促進税制  
**受けられます!**

2023年 **3月末日まで**

**2年延長**  
決定!!



対象のCat製品が  
**多数**ございます



**優遇税制制度を**  
**ご紹介いたします。**

制度詳細は裏面へ

四国建販





# 経営強化の取り組みに ぜひお役立てください！



経営力  
向上計画の  
作成必須

## 中小企業経営強化税制

※「中小企業投資促進税制」との併用はできません

対象設備の取得により **即時償却** または **税額控除** (7or10%) が利用可能です。

対象事業者	資本金 1 億円以下の青色申告している 中小企業者等のお客様	即時償却	税額控除
対象期間	2023 年 3 月末取得分まで	購入初年度に 取得価額の <b>100%</b> 償却	資本金 3000 万円~1 億円以下 <b>取得価額の 7%</b> または 資本金 3000 万円未満 <b>取得価額の 10%</b>
対象設備要件	工業会の証明書が発行可能な設備		

● 決算月までに **工業会証明書** ~ **納車** までに完了する必要があります。

決算月の最低2カ月前までには  
ご注文頂く必要がございます。  
納期につきましては、  
車両によって異なりますので  
余裕を持ってご検討ください。



## 優遇税制利用事例

※計算例想定(資本金 1 億円以下の普通法人) 法人税率 利益800万円以下15%、800万超は23.2%

### 新車購入した場合

税引前当期純利益	2,000万円
新車	1,000万円

(利益-機械代金) × 法人税率 = 納税額  
 利益 2,000万円 - 機械代金 1,000万円  
 残り利益 1,000万円のうち

- 800万円 × 15% = 120万円
- 200万円 × 23.2% = 46.4万円

納税額 166.4 万円

節税効果 **232万円** (購入初年度)

### 新車購入しなかった場合

税引前当期純利益	2,000万円
新車	1,000万円

利益 × 法人税率 = 納税額  
 利益 2,000万円のうち

- 800万円 × 15% = 120万円
- 1200万円 × 23.2% = 278.4万円

納税額 398.4 万円



## 中小企業投資促進税制

※「中小企業経営強化税制」との併用はできません

対象設備の取得により **特別償却** または **税額控除** (7%) が利用可能です。

対象事業者	資本金 1 億円以下の青色申告している 中小企業者等のお客様	特別償却	税額控除
対象期間	2023 年 3 月末取得分まで	購入初年度に 取得価額の <b>30%</b> 償却	資本金 3000 万円~1 億円以下 <b>適用なし</b> または 資本金 3000 万円未満 <b>取得価額の 7%</b>
対象設備要件	新車/単品 160 万円以上(工業会証明書は不要)		

詳細は担当セールスへお問い合わせください。

本社:〒791-0054 愛媛県松山市空港通6-10-1 TEL:089-972-1481 FAX:089-973-1760

松山支店 今治営業所 南予営業所  
高知支店 幡多営業所 安芸営業所 徳島支店 穴吹営業所 阿南営業所

# 四国建販

<https://shikoku-kenpan.co.jp> 四国建販 検索

